

# 「第2藤島園そよかぜホーム 短期入所生活介護」運営規程

(趣旨)

**第1条** この規定は、社会福祉法人藤島会が設置運営する地域密着型介護老人福祉施設 第2藤島園そよかぜホーム(以下「施設」という。)が行う短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を図るため、必要な事項を定める。

(事業の目的及び運営方針)

**第2条** 短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、要介護者の心身機能維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2. 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設及び居宅サービス事業者、保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

**第3条** 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 第2藤島園そよかぜホーム
- (2) 所在地 福井県福井市河合勝見町4字24-1

(職員の職種及び員数)

**第4条** 施設の職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) 施設長(管理者) 1名(常勤兼任 1名)
- (2) 事務員 1名(常勤専任 1名)
- (3) 介護支援専門員 1名(常勤兼務 1名)
- (4) 生活相談員 2名(常勤兼任 2名)
- (5) 介護職員 12名以上(常勤換算 12名以上)
- (6) 看護職員 2名(常勤専任 2名)
- (7) 機能訓練指導員 1名(常勤兼務 1名)
- (8) 栄養士 1名(常勤専任 1名)
- (9) 調理員 2名以上(常勤専任 2名以上)
- (10) 医師(嘱託) 3名(非常勤 3名)

(職員の職務内容)

**第5条** 前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は、施設の全般運営管理。
- (2) 事務員は、経理事務、職員給与及び福利厚生、物品出納、行事補佐、庶務一般に関すること。
- (3) 介護支援専門員は、入園者の認定調査、介護サービス計画作成と、継続的な管理評価、各関係機関を含めたサービス担当者会議、苦情処理受付。
- (4) 生活相談員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者又はその家族に対して、相談助言にあたる。さらに、サービスの調整及び居宅介護支援事業者等他の機関との連携を行う。

- (5) 介護職員は、身体の状態等を的確に把握し、適切な世話及び介護を行う。
- (6) 看護職員は、健康状態を的確に把握し、健康保持のために適切な処置を行う。
- (7) 機能訓練指導員は、日常生活上必要な機能の維持に努めるため適切な訓練を行う。
- (8) 栄養士は、身体の状態等を勘案し、栄養及び嗜好に対して適切な給食を行う。
- (9) 調理員は、身体の状態等を勘案し適切な調理を行う。
- (10) 医師は、入居者の健康状態を把握し、健康維持の為の適切な措置を講ずる。
- (11) 業務員は時間外警備を担当する。

(入所の定員)

**第6条** 定員は、専用床型で10名とし、その他に空床利用型の事業も実施する。

(入所手続き等)

- 第7条** 事業所は、短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入居申込者またはその家族に対し、この規定の概要、職員の勤務体制、その他必要と認められる事項を記した重要事項説明書を交付して説明を行い施設サービス提供の開始について入居者の同意を得るものとする。
2. 事業所は、サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認する。
  3. 事業所は、施設サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証に認定審査会の意見の記載がある時は、その趣旨及び内容に沿ってサービス提供を行う。

(事業内容と利用料その他費用)

**第8条** 事業所の事業に係わる内容は次のとおりとする。

- (1) 短期入所生活介護サービス計画に基づくサービスの提供、管理及び評価
- (2) 日常生活に必要な世話、入浴、排泄、食事及び機能訓練
- (3) 希望に応じたの送迎
- (4) 相談、助言等に関する事
2. 事業所が提供した事業の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるが、該当サービスが法定代理受領サービスである時は、利用者から介護保険負担割合に記載の割合に基づく額の支払いを受ける。
3. 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる支払いを入所者から利用料として受けることができる。
  - (1) 滞在費 「室料・水道光熱費」 2,400円 (1日当たり)  
ただし、滞在費負担限度額認定者は、その負担限度額とする。
  - (2) 食費 [食材料費・調理費用]朝400円 昼700円 夕600円 1,700円 (1日当たり)  
ただし、食費負担限度額認定者は、その負担限度額とする
  - (3) 洗濯代 150円 (1日当たり)
  - (4) 理美容代 2,000円+消費税
  - (5) レクリエーション、クラブ活動の利用料金 実費  
(材料代・交通費・入場料、食事代、おやつ代等)
  - (6) 利用予定日の前日までに利用中止の申し出が無かった場合の 当日の利用料金の10%  
取消料金

- |   |              |
|---|--------------|
| (7) 日常生活品の購入代金等<br>(利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担して頂くのが適当であるものにかかる費用)<br>おむつ代は介護保険給付対象につき負担の必要はない。 | 実費           |
| (8) 上記立替金事務取扱手数料  | 月額1,000円＋消費税 |
| (9) 嗜好飲料(カルピス・ココア・ミルクティ等)   | 100円(1日あたり)  |
| (10) 特別なおやつを提供した料金  | 実費           |
| (11) インフルエンザ等の予防接種などの健康管理費  | 実費           |
| (12) 個人で使用する医療処置に関する材料費   | 実費           |

4. 前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対し事前に事業内容や費用を説明した上で、その支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。  
なお、電子機器を使用しての文書送付および同意を認めるものとする。
5. 前項の費用の支払いは、現金、**指定口座振込**又は金融機関口座から自動引き落としにより指定期日までに受ける。手数料として現金の場合は200円＋消費税、口座振替は100円＋消費税を申し受ける。

(通常の送迎実施地域)

**第9条** 事業所が利用者又はその家族の希望により、通常の送迎を行う地域は、福井市、坂井市、吉田郡永平寺とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

**第10条** 利用者は、サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意する。

- (1) 事業所の定めた生活日課、健康管理上の指示に従うこと。
- (2) 暴力、喧嘩、口論等、他人に迷惑な行為及び言動をしないこと。
- (3) 火災防止に努め、管理上支障のあるものを持ち込まないこと。
- (4) サービス内容について苦情、相談及び意見がある時はいつでも申し出ること。
- (5) サービス内容について事実と相違することを故意に言いふらしてはならない。
- (6) その他施設長が管理上支障があると認めた事項

(勤務体制の確保)

**第11条** 事業所は、利用者に対し、適切な短期入所生活介護サービスその他のサービスを提供するため、職員等の勤務体制を定め、サービス提供は当該職員によって行う。

(非常災害対策)

**第12条** 事業所で火災及び地震等の災害が発生した場合は、職員は利用者の避難誘導を行い、さらに、火災の場合は職員による初期消火につとめることとする。

2. 施設長は、災害に対する対処方法について具体的計画を定めるとともに、避難経路及び協力機関との連携を確認し、年2回は避難訓練その他必要な訓練を行う。さらに災害発生時は、避難その他の指揮をする。
3. **施設は、前項に規定した訓練の実施にあたって、地域住民からの参加が得られるように連携に努めなければならない。**

(衛生管理)

**第13条** 事業所は、入所者の使用する食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適切に行わなけれ

ばならない。

2. 施設は、感染症または食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
  - (1) 施設は、感染対策委員会を3ヶ月に1回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を行う。
  - (2) 施設は、感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を年2回以上実施する。
  - (4) 前3号に定めるもののほか、施設は、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応をとる。

(緊急時における対応)

**第14条** 事業所において、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、すみやかに主治医または事業所の協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

(秘密の保持)

**第15条** 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2. 職員であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させる為、職員でなくなった後においてもこれら秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
3. 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、予め文書により入居者の同意を得るものとする。

(利益供与等の禁止)

**第16条** 事業所及び職員は、居宅介護支援を行う事業者又はその職員に対し、当該施設を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2. 事業所及び職員は、居宅介護支援を行う事業者又はその職員から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を收受してはならない。

(苦情の処理)

**第17条** 事業所は、短期入所生活サービス内容に関する入所者からの苦情に対して、迅速かつ適切、に対応するため窓口を設置する。

2. 事業所は、提供した短期入所生活サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行なう文書その他の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。
3. 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
4. 事業所は、提供した短期入所生活介護サービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行なう法176条第1項第3号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。
5. 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(身体拘束等の適正化)

**第18条** 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しない。

2. 事業所は、施設長や医師等で構成する「身体拘束適正化検討委員会」において、前項の緊急やむを得ない

得ない場合(切迫性、非代替性、一時性の要件を満たす場合)に該当するかどうか十分検討する。

3. 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束を行なう場合でも、常に観察、再検討し、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。
4. 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行なう場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を利用者やその家族にできる限り詳細に説明する。
5. 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。
6. 事業所は、介護職員その他の従業者に対し、身体拘束などの適正化のための研修を年2回以上開催実施内容については記録する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

**第19条** 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行う。

2. 事業所は、施設長を虐待の防止に関する責任者に選定し、虐待防止の指針を整備する。
3. 事業所は、成年後見制度の利用支援(本人・家族などへ制度や相談窓口の紹介、制度が必要な利用者の把握及び相談窓口等の紹介)を行う。
4. 事業所は、利用者・家族からの苦情解決体制整備を行う。
5. 事業所は、介護職員その他の従業者に対し、虐待防止等の研修を年2回以上開催し、実施内容については記録する。
6. 事業所は、虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
7. 事業所は、上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
8. 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は、養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(損害賠償)

**第20条** 事業所は、利用者に対し、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(記録の整備)

**第21条** 事業所は、本事業を行うため、個別記録及び短期入所生活介護サービス計画利用料出納簿、その他必要な記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(業務継続計画の策定等)

- 第22条** 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を計るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
2. 施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  3. 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の運営に関する事項)

- 第22条** 施設は、全ての従業者(介護福祉士、看護師、准看護師、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとする。
- (1)採用時研修 採用後3ヵ月以内
  - (2)継続研修 年1～2回
2. 事業所は、見やすい場所に運営内容、勤務体制、利用料その他のサービス内容及び協力病院に関する事項を提示して置く。
  3. 事業所は、地域住民やその自発的な活動等との連携・協力を行うなど地域との交流に努める。
  4. 事業所は、本事業の経理と、その他の事業の経理を区分する。
  5. この規定に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は、当法人の理事長と施設長が協議して定める。

附則 この規定は、平成26年5月1日から施行する。

平成28年4月1日	改訂
令和4年9月1日	改訂
令和5年4月1日	改定
令和6年4月1日	改定